

発議第 3 号

日出町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び日出町議会会議規則（昭和62年日出町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

令和3年3月22日

提出者 日出町議会議員 土 田 亮 治

日出町議会議長 池 田 淳 子 殿

趣 旨

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、日出町議会会議規則中、会議への欠席に関する規定の一部を改正することにあわせて、議会の会議時間の一部を改正するものである。

日出町議会会議規則の一部を改正する規則

日出町議会会議規則（昭和 6 2 年日出町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第 9 条中「午前 9 時」を「午前 1 0 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。